

公衆衛生事業功労者調書記載要領

1. 個人の部

- (1) 様式1の総括表に公衆衛生事業功労者調書(個人用)を添えて提出すること。
- (2) 表彰の対象者は、現に事業に携わっている者とすること。
- (3) 氏名は戸籍上の氏名を楷書で明記すること。
- (4) 公衆衛生事業従事年月欄は、公衆衛生事業に従事してから令和2年4月1日現在までの期間を記載すること。(その期間内に従事していない期間がある場合には、計算に含めないこと。)

なお、公衆衛生事業功労者表彰実施要綱2の(1)に規定されている公衆衛生事業に従事した年数が20年以上、団体の役員歴が10年以上のどちらの功績従事年数が対象となって推薦されているかが分かるように記載すること。

また、年数については履歴欄の内容と合致すること。

- (5) 推薦事項欄は、推薦対象となる業績の重点事項を記載すること。

- (6) 賞罰等欄は、年月順に主体及び賞罰理由を記載すること。

なお、知事表彰制度の有無については、該当する方を○で囲むこと。

- (7) 主たる業績の概要欄は、候補者の業績の総括的な要約を箇条書きで簡単に記載すること。

- (8) 履歴欄は、主な学歴及び職歴を年次順に記載すること。また、履歴書(様式任意)を添付のこと。

- (9) 主たる公衆衛生上の貢献事項欄は、(7)の「主たる業績の概要」の結果、どのような貢献があったかを述べるものであり、推薦事項のうち最も重要なものを記載すること。

- (10) 地方公共団体職員の推薦については、実際に現場で専門的立場として従事しているものを対象とすること。(保健師・看護師・医師・臨床検査技師等の専門的な資格を有する者)

2. 団体の部

- (1) 様式2の総括表に公衆衛生事業功労者調書(団体用)を添えて提出すること。
- (2) 主たる事務所の所在地欄は、地番のみではなく、その事務所の所在するところも記載すること。(例 市役所内)
- (3) 事業継続年月欄は、その事業を開始したときから令和2年4月1日現在までの期間を記載すること。
- (4) 表彰歴は、特に重要な表彰と認められるものを年次、主体、表彰事由別に記載すること。
- (5) 主たる業績の概要欄は、その主要なものから順を追って記入し、主要な事業活動及び当該事業に係る衛生統計の推移(過去5か年)を記載すること。

- (6) 結果欄は、(5)の「主たる業績の概要」の結果、どのような貢献があつたかを述べるものであり、推薦事項のうち最も重要なものを記載すること。
- (7) 活動のはじまり欄は、その活動について、誰が、いつ、どのような仕事を、どのような動機で始めたのかを簡単に記載すること。
- (8) 経過欄は、重要な事項のみを年度を追って箇条書で簡単に記載すること。
- (9) 事業に要した経費欄は、その事業を実施するのに要した経費を記載すること。(過去3カ年分)

3. 旧老人保健法による医療等以外の保健事業

- (1) 様式2の総括表に、別紙様式(3)大臣表彰推薦調書(団体)を添えて提出すること。
- (2) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)
 - 寝たきり予防対策や認知症高齢者対策等保健事業の推進に必要な条件整備、創意工夫等に積極的に取り組むなど格別の努力が認められること、また、健康教育等を通じた積極的なPRによる未受診者の受診促進や受診にかかる利便性の向上等の結果、受診人員及び受診率の伸びが著しいなど、健康診査の推進に格段の努力が認められるもの等今後の保健事業に相当の効果が期待され、他の模範となる市町村であること。
- (3) 実施要綱の2の(2)に該当する団体
 - ア 地区組織又は各種専門団体等であって、市町村が行う保健事業の推進に積極的に協力し、その功績が顕著な団体であること。
 - イ 保健活動について、原則として当該団体の会員等を中心としたものでなく、広く地域住民を対象とした活動であること。(地域住民の大半が当該団体に関わっている場合を除く。)
 - ウ 当該団体の主たる事業に位置づけられている又は同程度の活動を行っていること。
 - エ 活動内容から見て、他の厚生労働大臣表彰が適切でないこと。
 - オ 10年間の活動実績が、他の受賞団体と比較して遜色がないこと。
 - カ 複数推薦の場合は、当該推薦団体の事業を比較の上、何ら遜色がなく、優劣をつけがたい場合に認められるものであること。